

令和8年度渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	殺処分になる猫（望まれない妊娠により生まれた猫）を減らすこと及び猫に起因する被害等の防止を図り、もって良好な生活環境を保持することを目的とします。
内容	<p>補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を備えているものとします。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、かつ居住している者であること。</p> <p>(2) 飼育管理されている猫（営利を目的として飼育している猫を除く。）の飼い主又は所有者の判明しない猫を責任を持って世話している者であること。</p> <p>(3) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を取得する者（以下「獣医師」という。）が開業する動物病院において前号の猫に去勢又は不妊手術を受けさせた者であること。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p>
	<p>補助の頭数</p> <p>1年度につき1世帯3頭を超えない範囲で補助するものとします。</p>
	<p>交付金額</p> <p>猫の去勢又は不妊手術に要した費用の一部として次に掲げる額を限度として補助します。</p> <p>ただし、猫の去勢又は不妊手術に要した費用が次に掲げる額に満たない場合には、その手術費用の額を限度とします。</p> <p>(1) 去勢手術 1頭につき3,000円</p> <p>(2) 不妊手術 1頭につき5,000円</p>
	<p>予算額</p> <p>この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。</p> <p>限度に達した時点で受付を終了します。</p>
交付手続等	<p>交付条件</p> <p>(1) 補助金等の一部又は全部を補助の目的に反して使用したときは、当該補助金等の一部又は全部の返還をすること。</p> <p>(2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員から監査の要求があったときは、その要求に応ずること。</p>
	<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>補助金の交付の対象となる者は、猫の去勢又は不妊手術の日から6か月以内に渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付申</p>

	<p>請書兼手術実施報告書（様式第1号）を次に掲げる書類を添付して提出してください。</p> <p>（1） 猫の去勢又は不妊手術に要した費用に係る領収書（原本）</p> <p>（2） その他市長が必要と認める書類</p> <p><b>【注】</b> 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、確定の時期等	<p>渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付申請書兼手術実施報告書（様式第1号）の提出があったときは、これを審査して補助金の交付又は不交付を決定することとし、渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとします。</p> <p>ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付請求書（様式第3号）を提出して下さい。</p> <p>補助金の交付決定及び額を確定した日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>（2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付申請書兼手術実施報告書（様式第1号）</p> <p>渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市猫の去勢又は不妊手術費補助金交付請求書（様式第3号）</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所環境課（本庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2114（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線1148）</p> <p>メールアドレス kankyou@city.shibukawa.gunma.jp</p>